

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返 2		氷河の浸食によってできたカルスト地形(中国)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (氷河の浸食でカルスト地形ができた誤解。)	3-(3)				
2	表見返 3		なりわいとしての農林業	生徒にとって理解し難い表現、写真である。 (なりわいとしての農林業の写真ということが理解し難い。)	3-(3)				
3	6	6 - 8	人間が、チンパンジーなどの類人猿から分かれ、「ヒト」となってから約600万年を経過している	不正確である。 (人間が、チンパンジーなどの類人猿から分かれ、「ヒト」となってから約600万年)	3-(1)				
4	8	4	木質バイオマス	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (木質バイオマスのみがバイオマスと誤解。)	3-(3)				
5	8	9 - 11	こうした国土利用上の深刻なリスクを回避するためにも、エネルギー・産業を含む都市的基盤を、可能な限り内陸部に分散して配置する国土利用への転換が求められ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (エネルギー基盤が都市にあると誤解。)	3-(3)				
6	8	側注2	地域の活性化を支援する活動する人	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
7	8	側注3	Jターンは、現在の居住地と出身の地域の中間にある地域へ移住することをいう。	不正確である。 (現在の居住地と出身の地域の中間にある地域)	3-(1)				
8	10	4 - 8	イギリスでは19世紀末に、絵本「ピーターラビット」(図6)の作家でありナショナルトラストの運動を始めたビアトリクス・ポターらによって、湖水地方(図7)の田舎で市民が一定期間農	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ビアトリクス・ポターがナショナルトラストを設立し、グリーン・ツーリズムを始めた誤解。)	3-(3)				
			的暮らしを楽しむグリーン・ツーリズムが始められた。						
9	10	4 - 8	イギリスでは19世紀末に、絵本「ピーターラビット」(図6)の作家でありナショナルトラストの運動を始めたビアトリクス・ポターらによって、湖水地方(図7)の田舎で市民が一定期間農	相互に矛盾している。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			的暮らしを楽しむグリーン・ツーリズムが始められた。 {92ページ1～3行} グリーン・ツーリズムは、1970年代にドイツ、フランス、オーストリアといった西ヨーロッパ						
			諸国の農山村地域で発祥したとされる。 {156ページ2～5行} 1970年代頃、ドイツやフランスにおいて、農村部での新しい観光である「グリーン・ツーリ						
			ズム」が始められ、イギリスにおいても広がり、さらにイタリアやスペインなどの地中海沿岸にも及んだ。						
10	10	11 - 12	これまでのインスタントな食文化を象徴するファストフードの流行	生徒にとって理解し難い表現である。 (これまでのインスタントな食文化)	3-(3)				
11	10	図6	全体	切手の扱いが公正でない。	2-(9)				
12	11	12 - 16	さらに、こうした来訪者には、地場の農林水産物を用いた郷土料理を提供する「農家レストラン」、特産物や土産物を販売する「直売所」、家庭的なサービスをも提供する「農家民宿」など	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
			の、地場の商業システムの展開も促され、全体として従来地域経済の幅を大きく広げる可能性をもつものである。						
13	12	7 - 20	定住革命と縄文時代 全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (縄文時代の説明として理解し難い。)	3-(3)				
14	13	図3	散居集落の景観	生徒にとって理解し難い表現である。 (散居)	3-(3)				
15	14	19 - 21	また、地代によって税金を得るために、農山村では大地主と土地をもたない農民(小作人)が生まれ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大地主と土地をもたない農民(小作人)の成り立ちについて誤解。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
16	15	7	1968年には「都市計画法」が改正され	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1968年に都市計画法が改正されたと誤解。)	3-(3)				
17	16	6	20世紀末に進められた市町村合併	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (20世紀末にのみ市町村合併が行われたと誤解。)	3-(3)				
18	16	7	多くの農山村を中心とする町や村が消滅した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (町や村が維持できなくなり消滅したと誤解。)	3-(3)				
19	18	5 - 7	戦国時代には山に築かれることの多かった城は、江戸時代になると平地に築かれるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (城は江戸時代以降に平地に築かれるようになったと誤解。)	3-(3)				
20	21	2 - 3	農山村は農山村だけでは成り立たない。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
21	21	側注1	「糞尿都鄙共同体」といわれる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (糞尿都鄙共同体)	3-(3)				
22	23	11	生産物を宅配するしくみもある。 {側注1} アメリカでは、CSA (Community Supported Agriculture) として発展している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (CSAが宅配するしくみと誤解。)	3-(3)				
23	26	5 - 7	ソーシャルキャピタルとは、身近な相互扶助による人間どうしの関係性を、社会の貴重な資本として捉える考え方である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソーシャルキャピタルについて誤解。)	3-(3)				
24	26	側注1	営利を目的としない活動団体である。	不正確である。	3-(1)				
25	27	図4	萌芽更新	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業	種目 グリーンライフ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
26	29	1 - 3	近年、コミュニティ・デベロップメントという概念が、西欧で提唱されている。	不正確である。	3-(1)	
27	30	側注1	社会的企業とは、社会に貢献する活動団体を幅広く意味しており、事業を具体的に進める組織としてNPOなどがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社会的企業について誤解。)	3-(3)	
28	32	8 - 9	福祉系農業	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (福祉系農業が一般的用語と誤解。)	3-(3)	
29	32	13 - 14	有休農地	誤記である。	3-(2)	
30	32	側注1	行政が廃校などを整備して、住民組織が運営する施設のこと。	不正確である。 (住民組織が運営する)	3-(1)	
31	35	2	国土総合開発計画	不正確である。	3-(1)	
32	35	24 - 25	1960年代から、現在のEU加盟国において共通農業政策を推進し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在のEU加盟国全てが1960年代から行っていたと誤解。)	3-(3)	
33	35	側注2	農業・農村のもつ多面的機能には、食料供給	誤りである。 (食料供給)	3-(1)	
34	36	1 - 2	グリーン・ツーリズムは、伝統的な田園環境を、都市住民に、低料金で気軽に長期間堪能してもらうものである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (グリーン・ツーリズムは必ず低料金を徴収すると誤解。)	3-(3)	
35	36	19	少数民族	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業	種目 グリーンライフ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
36	37	19 - 20	進展と併せて	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
37	37	図4	京都府美山町	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (美山町が現存すると誤解。)	3-(3)	
38	38	19	市民農園は、都市のなかで農業を行うことのできる場であり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (市民農園について誤解。)	3-(3)	
39	38	21	農業委員会	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)	
40	38	側注1	都市における農地は、農地法では保全できず、農地転用の届け出で保全することが可能である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (農地転用の届け出で保全することが可能)	3-(3)	
41	44	15	木造需要	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
42	46	図7	用水路 クリーク	生徒にとって理解し難い図である。 (クリークと用水路の違いが理解し難い。)	3-(3)	
43	48	表1	{集落, 面的領域} 条理集落 {68ページ表2 かたまって住む, 低地} 条理集落	誤記である。	3-(2)	
44	48	表1	{出典} 国土庁地方局	誤りである。	3-(1)	
45	50	図15	{説明文7行} 話会い	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンソライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
46	50	図15	{説明文9行}産直「きてら」	不正確である。	3-(1)				
47	51	13 - 14	産直の店舗	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (産直について誤解。)	3-(3)				
48	57	14	柿のれん	生徒にとって理解し難い表現である。 (柿のれんの説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
49	58	側注2	「なりわ(は)い(ひ)」の「なり(成)」は生産,「はひ」はにぎわう意味のこと。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「はひ」の語源について誤解。)	3-(3)				
50	58	側注3	燕三条市	誤記である。	3-(2)				
51	59	1 - 4	農林水産業の1次産業で生産したものを,加工して2次産業として展開し,さらに生産物や加工品を流通・販売する3次産業までを行うことを,6次産業という。	不正確である。 (誰が行うかの記載がない。)	3-(1)				
52	61	8 - 9	こどもは環境に働きかけて環境から影響を受け,	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
53	65	話題	{左段1~4行}地理学や造園学などでは,人間活動の影響があって初めて成立する景観を「Cultural Landscape(文化的景観)」と呼んでいる。農山村の景観も,これに含まれている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (景観と文化的景観について整理されておらず理解し難い。)	3-(3)				
			{67ページ2~10行}地理学にみる景観 「景観」は,ドイツ語の「Landschaft(ラントシャフト)」に対する日本語訳として,使われ始めたとされる。景観とは,その地域にある						
			地形,土,水,大気(気候),動植物などの自然物と,住宅などの人工物,そして歴史を重ねてはぐくまれた特徴的な地域の文化を一体的に捉えるものである。たとえば,高く切り立った山						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			々を背景として、急傾斜地に広がる放牧地や集落の家並みがあるアルプス地域のようなすは、ヨーロッパの代表的な景観の一つである（図4）。						
54	67	15 - 16	2003年には、...景観法が制定された。	誤りである。 （2003年）	3-(1)				
55	70	6	パレイシヨ {73ページ18行}パレイシヨ {73ページ19行}パレイシヨ	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
56	71	4	河川の最下流に位置する小規模な湖 {側注1}内湖と呼ばれる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （内湖について誤解。）	3-(3)				
57	73	7 - 9	郷土料理や伝統料理は生産地の歴史に沿い、古くからそのままに伝えられるもの、新たな料理法が地域で開発されるものまで、多様である。	生徒にとって理解し難い表現である。 （伝統料理の説明として理解し難い。）	3-(3)				
58	73	16 - 18	愛媛県宇和島市の水荷浦にある段々畑では、以前はおもにつくられていたサツマイモを加工した干し芋が、地域の伝統料理になっていた。	生徒にとって理解し難い表現である。 （干し芋を地域の伝統料理とすることが理解し難い。）	3-(3)				
59	73	29 - 30	茶の生産には、...すぐれた職人や工業の存在が必須である。	生徒にとって理解し難い表現である。 （工業の存在が必須が理解し難い。）	3-(3)				
60	76	17 - 18	集落・農業など関連組織	生徒にとって理解し難い表現である。 （集落・農業を関連組織ということが理解し難い。）	3-(3)				
61	82	2 - 4	ワークショップは、「三人寄れば文殊の知恵」ということばに表されるように、「集団で創造する方法」のことである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （集団で創造する方法だけをワークショップという）と誤解。）	3-(3)				
62	83	4	進行係 {図12}進行役	表記が不統一である。	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
63	85	19	農家による民泊	生徒にとって理解し難い表現である。 (民泊について説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
64	86	話題	{ 15～16行 } 道路や水路の整備などで地域住民が助け合う伝統的な暮らしが多く残る	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (多くの農山村地域で伝統的に住民が道路や水路を整備していると誤解。)	3-(3)				
65	92	9 - 10	来訪者への接客やサービス提供は、おもに女性の仕事となっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (グリーン・ツーリズムの業務内容について誤解。)	3-(3)				
66	93	11	農産物の自由化	生徒にとって理解し難い表現である。 (農産物の何が自由化されたのかが理解し難い。)	3-(3)				
67	95	話題	マストゥリズム 日本では、おもに団体旅行のことをさすことばである	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マストゥリズムを誤解。)	3-(3)				
68	100	図21	{ 出典 } 水産物業	誤記である。	3-(2)				
69	101	5 - 6	外国人の自国への訪問旅行のことをインバウンドツーリズムという。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インバウンドツーリズムについて誤解。)	3-(3)				
70	102	12 - 13	健康増幅	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
71	102	図24	{ 出典 } NPO法人日本ヘルプセンター	誤記である。	3-(2)				
72	104	図1	{ タイトル } 農林業体験に参加する目的	誤りである。 (出典と異なる)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
73	104	図1	{出典} 農林水産省, 2015年	誤りである。	3-(1)				
74	105	17	食農教育	生徒にとって理解し難い表現である。 (食農教育の説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
75	105	表1	{農作業体験} 果樹のもぎとり	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
76	106	図4	「子ども農山漁村プロジェクトアンケート結果」, 2012年	誤りである。	3-(1)				
77	108	4 - 5	1998年に「酪農教育ファーム認証制度」を創設した。	不正確である。	3-(1)				
78	109	図8	圃場	生徒にとって理解し難い表現である。 (圃場の説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
79	109	話題	{タイトル} 農協による農業体験学習支援	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (農業体験学習支援を農協によるものと誤解。)	3-(3)				
80	109	図9	写真	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
81	114	16 - 17	市民農園整備促進法が制定され, 市民も耕作することが可能となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (市民農園整備促進法の制定により, 市民も耕作することが可能となったと誤解。)	3-(3)				
82	115	23 - 24	体験農園では, 農業経験のない初心者でも, 安心して農作業に取り組むことができる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (体験農園について誤解。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンソライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
83	115	表2	{ 滞在型市民農園 利用形態の具体例 } 果樹をつくる	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
84	117	表4	{ 2010年 農業者 } 20.0	誤りである。 (20.0)	3-(1)				
85	119	表6	全体	生徒が誤解するおそれのある表である。 (棚田オーナー制度の一般的な分類と誤解。)	3-(3)				
86	121	20	農産物特売所	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
87	122	1 - 4	大山千枚田 ...139区画を用意し、オーナーを募集している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (常に139区画を用意していると誤解)	3-(3)				
88	123	13 - 14	次に、施設の設備水準に着目する。近隣の農園であれば、施設の整備水準は、	生徒にとって理解し難い表現である。 (設備水準と整備水準の違いが理解し難い。)	3-(3)				
89	126	5 - 9	日本では、エコツーリズムは、旅行者が、自然観光資源に関する詳しい知識をもった人から、案内や解説を受けながら、保護に配慮しつつ資源とふれ合うことによって、その自然観光資源に	生徒にとって理解し難い表現である。 (何による定義かが不明で理解し難い。)	3-(3)				
			ついて知識や理解を深めることができる活動として定義されている。						
90	128	22 - 23	アシカやイグアナ、カツオドリ、アホウドリなどのガラパゴス固有動物	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アシカやイグアナ、カツオドリ、アホウドリがガラパゴスにしかないかと誤解。)	3-(3)				
91	136	話題	{ タイトル, 左段2行 } 「日本で最も美しい村連合」	誤記である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業	種目 グリーンライフ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
92	139	5 - 6	輸入農産物に依存した食料供給が年々深刻化する	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
93	139	7 - 8	農業生産者は、市場競争や合理性を追求したために、農業生産者の農薬中毒が発生した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (市場競争や合理性の追求と農薬中毒の発生の関係が理解し難い。)	3-(3)	
94	139	8 - 9	地力の低下を改善するために、農薬や化学肥料が不適切に投入され、	生徒にとって理解し難い表現である。 (地力の低下の改善と農薬の投入の関係が理解し難い。)	3-(3)	
95	139	話題	{左段1~5行}アメリカのCSA (Community Supported Agriculture) とは、地域の消費者が、同じ地域の生産者や生産グループに申し込むことで、生産者らが生産した農産物を直接購	不正確である。 (CSAの特徴を示す説明がない。)	3-(1)	
			入する、というしくみである。			
96	140	図2	データ全体	図のデータは通常の方法に従って記載されていない。	固有 3-(1)	
97	144	3	直場所	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
98	147	14 - 15	一つのものとして	誤記である。	3-(2)	
99	149	図6	直売所の経営体数のデータ	誤りである。 (2014年のデータではない。)	3-(1)	
100	149	図6	農村の6次産業化総合調査報告	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンソフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
101	154	5	農家民宿とは、農家が経営する民宿	不正確である。 (農家が経営する民宿)	3-(1)				
102	154	18 - 19	複数の農家が、まとめて農家民宿を始める { 22行 } 多くの世帯が応急的に民宿を始めた。 { 23行 } 漁家による海水浴民宿	生徒にとって理解し難い表現である。 (農家民宿と民宿、海水浴民宿、スキー民宿との違いが理解し難い。)	3-(3)				
			{ 24行 } スキー場周辺に成立したスキー民宿						
103	157	表2	全体	生徒が誤解するおそれのある表である。 (農家民宿の一般的な分類と誤解。)	3-(3)				
104	160	図5	{ 必要な許可などの取得 } 旅館法	誤りである。	3-(1)				
105	161	13 - 15	すでに学習した事例では...長野県飯田市を中心とした地域の南信州観光公社	生徒にとって理解し難い表現である。 (農家民宿の事例になく理解し難い。)	3-(3)				
106	161	26 - 27	宿泊業という観光産業を世帯や地域の中心に据えることのあやうさ	生徒にとって理解し難い表現である。 (何に対するあやうさかが理解し難い。)	3-(3)				
107	163	図3	写真	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
108	164	図4	{ 消費者への働きかけ } 市場調査による、消費者のニーズの分析(マーケティング)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (市場調査による、消費者のニーズの分析だけをマーケティングと誤解。)	3-(3)				
109	164	図4	Plan Do Check & Act { 166ページ7~8行 } 計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) { 171ページ図2 } Plan[企画立案] Do[実施] Check[評価] Act[改善]	表記が不統一である。	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

14 枚中 13 枚目

受理番号 29-15		学校 高等学校		教科 農業		種目 グリーンライフ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			{ 172ページ1行 } Plan : ...企画立案 { 173ページ1行 } Do : ...実施 { 173ページ13行 } Check & Action : ...評価・改善 { 189ページ5~6行 } 計画を立て						
			(Plan) , 実行し(Do) , 反省・評価し (Check) , 改善する(Act) , { 189ページ図3 } Plan(計画) Do(実 行) Check(反省・評価) Act(改善)						
110	166	7 - 9	各段階でのマーケティングを、計画 (Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改 善(Act)というPDCAサイクルで行うこ とを、マーケティング管理という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マーケティングをPDCAサイクルでおこなうことだ けをマーケティング管理という誤解。)	3-(3)				
111	167	表1	{ 1段 } 知的所有権	不正確である。	3-(1)				
112	184	表1	キウイ	不正確である。	3-(1)				
113	186	13	生涯学習 { 側注1 } 家庭や学校において、親や 先生の指導に従って学ぶ教育に加え、 みずからの自発的な学びを行うこと。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生涯学習について誤解。)	3-(3)				
114	193	5	アイスブレイク	生徒にとって理解し難い表現である。 (アイスブレイクの説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
115	195	17	フィードバック受け	誤記である。	3-(2)				
116	197	10	参加者から聞き取りや	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
117	204		{ 1 野外活動での服装 } 帽子：林業 体験を行う場合は、ヘルメットを着用 する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (林業体験を行う場合のみヘルメットを着用すると 誤解。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

